

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース

2024/12/16 号 (No.611)

=====

○ 法律・法規等

1. 国家知識産権局、AI 関連特許の出願ガイドラインを公表し意見募集開始(国家知識産権網 2024 年 12 月 6 日)

○ 中央政府の動き

1. 国家市場監督管理総局、営業秘密保護革新の第 3 期試行事業を開始(国家市場監督管理総局公式サイト 2024 年 12 月 11 日)
2. 国家市場監督管理総局、独占禁止コンプライアンス講座を実施(中国保護知識産権網 2024 年 12 月 9 日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 天津・広西、海外知的財産権保護で戦略的提携協定を締結(国家知識産権網 2024 年 12 月 2 日)

【華東地域】

2. 江蘇省、省レベルの研究費助成プロジェクトにおける専利申告制度の試行を開始(国家知識産権網 2024 年 12 月 4 日)
3. 長江デルタ地域、データ分野における一体化推進方針を打ち出す(江蘇省知識産権局公式サイト 2024 年 12 月 2 日)
4. 福建省徳化県に国家級の知的財産快速維権センター設立へ 全国で 48 カ所に(国家知識産権網 2024 年 11 月 30 日)

【華南地域】

5. 広西チワン族自治区、特許産業化のモデル企業育成を加速(中国知識産権報 2024 年 12 月 6 日)

【その他地域】

6. 寧夏で国家級知的財産権保護センターが新設 全国で 75 か所に(国家知識産権網 2024 年 12 月 4 日)
7. 湖北省、専利権侵害紛争に関する行政裁決の簡易手続規定を公布(中国知識産権資訊網 2024 年 12 月 4 日)

○ 司法関連の動き

1. 四川省に「WIPO 国際知財紛争調停センター」開設、ADR の実効性向上へ(中国保護知識産権網 2024 年 12 月 5 日)
2. 重慶で新たな司法・行政協力体制を構築 知的財産保護強化へ (中国保護知識産権網 2024 年

12月5日)

3. 最高人民法院、医薬品特許紛争で全面和解を実現(中国法院網 2024年12月4日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華南地域】

1. 香港税関、内地・マカオ税関と合同で模倣品取締り強化(香港税関公式サイト 2024年12月6日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 浙江省、データ知財権の典型事例 20 件を発表＝革新と普及の可能性を示す(中国知識産権資訊網 2024年12月11日)

2. 武漢初のブロックチェーン知的財産保護プラットフォームが正式稼働(中国保護知識産権網 2024年12月5日)

3. 上海の「専精特新」企業、累計で1万1000社以上に(上海市政府公式サイト 2024年12月1日)

○ 統計関連

1. 上海の1～10月の特許登録件数が4.34万件 前年同期比15%増加(中国保護知識産権網 2024年12月9日)

○ その他知財関連

1. 第14回アジア知財ビジネスフォーラム「粤港澳グレートベイエリア分科会」が香港で開催(中国知識産権資訊網 2024年12月7日)

2. 第21回上海知的財産権国際フォーラムが開催(国家知識産権網 2024年12月6日)

● ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 法律・法規等

★★★1. 国家知識産権局、AI関連特許の出願ガイドラインを公表し意見募集開始★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は12月6日、出願人向けの「人工知能関連特許出願ガイドライン（意見募集稿）」（以下、「ガイドライン」）を公表し、一般向けの意見募集を開始した。

このガイドラインは、中国の現行専利法制度の枠組みの下で、人工知能（AI）分野における特許審査方針を包括的かつ詳細に解説するものである。イノベーション主体が関心を寄せる重要な法的課題に対応し、特許出願の質を向上させることを目的として策定された。政策解釈に関する文書として位置づけられたガイドラインは、出願人が現行の特許審査政策をより深く理解するための指針となることを目指している。

意見募集期間は2024年12月13日までとなっており、以下の方法で意見を提出できる。

▽電子メール tiaofasi@cnipa.gov.cn

▽ファクス: 010-62083681

▽書簡 北京市海淀区西土城路 6 号国家知識産権局条法司審査政策処 〒100088（封筒の左下に「人工智能指引」と記載）（出典：国家知識産権網 2024 年 12 月 6 日）

http://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/6/art_75_196483.html

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家市場監督管理総局、営業秘密保護革新の第 3 期試行事業を開始★★★

12 月 11 日、国家市場監督管理総局（SAMR）は浙江省温州市で会議を開催し、全国で進めている営業秘密保護革新試行事業の成果を総括するとともに、第 3 期の営業秘密保護革新試行事業の実施計画を策定した。

国家市場監督管理総局は 2022 年より全国で営業秘密保護活動の革新に関する試行事業を実施しており、過去 2 年の間、各試行地域はそれぞれの実情に即した改革を進め、顕著な段階的成果を挙げた。第 1 期と第 2 期の 35 の試行地域では、制度的成果として 143 件が発表され、経営主体の活力を引き出し、ビジネス環境の最適化において重要な役割を果たした。特に温州市では、全国初の営業秘密保護に関する地方的法規である「温州市企業営業秘密保護規定」を發布した。

第 1 期、第 2 期試行で良好な成果が得られたことを踏まえ、国家市場監督管理総局は今年、第 3 期革新試行事業の準備作業を開始し、12 月に上海市閔行区など 11 地域を第 3 期の革新試行地域として選定した。第 3 期試行の開始により、試行事業の省域カバー範囲がさらに拡大され、中国全体の営業秘密保護レベル向上への波及効果が一層強化される見通しである。

（出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2024 年 12 月 11 日）

https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2024/art_d554f1514c52447dba7a9771d9605326.html

★★★2. 国家市場監督管理総局、独占禁止コンプライアンス講座を実施★★★

12 月 6 日、国家市場監督管理総局（SAMR）は北京で第 8 期独占禁止コンプライアンス講座を開催し、「標準必須特許分野における独占禁止ガイドライン」について特別講習を行った。中国通信工業協会、中国電子視像業界協会、中国自動車工学会・知的財産分会、中国ライセンス取引協会などの企業関係者が参加した。

国家市場監督管理総局は、事業者による標準必須特許の濫用を防止し、公正な市場競争を守るため、11 月 8 日に事業者および独占禁止執行機関に対する行動規範として「標準必須特許分野における独占禁止ガイドライン」を公表した。同総局は、通信、自動車、インターネットプラットフォームなどの業界の事業者に対し、このガイドラインの背景、策定過程、主要な制度内容を体系的に紹介する特別講座を開催し、企業との交流を深め、コンプライアンスの提案を示すことで、ガイドラインの普及と実施を推進している。

国家市場監督管理総局はまた、関連業界の事業者に対し、「中華人民共和国独占禁止法」を厳守し、自主的に独占禁止コンプライアンス体制を強化し、独占のリスクを効果的に識別、評価、予防するよ

う要請している。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 12 月 9 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202412/1989542.html>

○ 地方政府の動き

【華北地域】

★★★1. 天津・広西、海外知的財産権保護で戦略的提携協定を締結★★★

天津市知識産権局と広西チワン族自治区の市場監督管理局、及び中国国際貿易促進委員会の広西分会と天津分会はこのほど、広西・南寧市で「天津広西海外知的財産権保護強化戦略協力協定」（以下、「協定」）の調印式および初の知的財産権協力会議を開催した。両地は協定を通じ、海外における知財保護の戦略的協力関係を構築することに合意した。

協定に基づき、両地の知財部門と貿易促進機関は、国際協力連絡メカニズムを設立し、海外での知財侵害紛争への対応や保護サービスを強化する。また、中国・ASEAN 博覧会などのプラットフォームを活用して海外知財保護を推進するほか、専門家や海外知財サービスのリソースを共有する取り組みも進められる。

さらに、両地は ASEAN 諸国、日本、韓国、ロシアといった国々での知財保護を強化し、「一帯一路」構想における協力促進や、中国・ASEAN 運命共同体の構築に貢献することを計画している。

会議では、2025 年までの協力の重点事項が話し合われ、特に越境 EC（電子商取引）分野での知財保護に関する具体的な方策について、企業代表との意見交換が行われた。この取り組みは、両地の企業が海外市場での知的財産権保護を強化し、国際競争力を向上させる一助となることが期待されている。

(出典：国家知識産権網 2024 年 12 月 2 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/2/art_57_196388.html

【華東地域】

★★★2. 江蘇省、省レベルの研究費助成プロジェクトにおける専利申告制度の試行を開始★★★

江蘇省知識産権局、科学技術庁、財務庁はこのほど、「一部の省レベル科学研究費助成プロジェクトにおける専利申告制度の試行に関する通知」を共同で発表した。この通知では、江蘇省内の一部の省レベル研究費助成を受けた科学研究プロジェクトにおいて、専利申告制度を試行的に導入することが決定された。

今回の試行は、2025 年以降に立ち上げられる省レベルの基礎研究計画重点プロジェクトおよび先端技術研究開発計画プロジェクトを対象に、先行して実施される予定である。

また、江蘇省知識産権局は科学技術庁および財務庁と連携し、専利申告結果の活用強化を進め、財政援助を受けた研究プロジェクトの評価とモニタリングを行う。具体的には、出願された専利の数量、技術分野、承認状況などの品質評価を定期的に行い、専利の維持年数や譲渡・ライセンス、商用化などの運用状況について分析を行う予定である。

この試点プロジェクトにおける専利申告制度の導入は、江蘇省が進める科学技術体制改革の重要な一環であり、国家知識産権局をはじめとする 6 部門が発表した「科学研究費助成プロジェクトにおける専利申告制度構築に関する実施計画」に基づく具体的な措置である。この取り組みにより、研究費助成を受けたプロジェクトの成果産出の質と管理水準を向上させ、江蘇省のイノベーション体制の効率を高めることが期待されている。

(出典：国家知識産権網 2024 年 12 月 4 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/4/art_55_196425.html

★★★3. 長江デルタ地域、データ分野における一体化推進方針を打ち出す★★★

11 月 30 日、上海市、江蘇省、浙江省、安徽省のデータ管理部門が共同で、長江デルタ地域におけるデータ分野の特別協力メカニズムを構築することを発表した。これにより、データ分野における長江デルタ地域の一体化推進が初めて明確に打ち出された。

長江デルタ地域のデータ分野における一体化協力は、以下の 8 つの重点分野で進められる。すなわち、データの安全かつ信頼性のある流通、計算能力資源の協力的発展、長江デルタ地域の「一元化オンライン手続き」、データ市場の一体化、デジタル経済の統合的連携、都市全域のデジタル化転換、長江デルタ地域における行政データ資源の共有、公共データの開発・利用である。

新たな発展を踏まえ、長江デルタ地域のデータ管理部門は、いくつかの改革措置を打ち出した。例えば、信頼できる新しいデータ空間やブロックチェーン技術を活用したデータ流通システムの構築、地域をまたいだ計算能力資源の調整システムの構築の模索、一体化された公共データ資源登録プラットフォームの整備などである。

(出典：江蘇省知識産権局公式サイト 2024 年 12 月 2 日)

http://jsip.jiangsu.gov.cn/art/2024/12/2/art_75877_11433724.html

★★★4. 福建省徳化県に国家級の知的財産快速維権センター設立へ 全国で 48 カ所に★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は、福建省徳化県に国家級知的財産権迅速維権センターを設立することを承認した。これにより、全国の国家級知的財産権迅速維権センターの数は、設立中のものを含めて 48 カ所となった。

徳化県は中国国内最大の工芸陶磁器の生産・輸出拠点であり、陶磁器製の茶器や植木鉢の最大の生産地でもある。同県には陶磁器関連企業が 4000 社以上存在し、年間総生産額は 570 億元を超え、従業員数は 10 万人以上に上る。新設の知的財産権迅速維権センターは、陶磁器産業を対象に知的財産権の迅速な保護業務を行う予定である。知的財産権保護の強化を通じて、良好なイノベーション環境とビジネス環境の改善を図り、中小零細企業のイノベーションと発展を後押しすることが期待されている。

(出典：国家知識産権網 2024 年 11 月 30 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/11/30/art_53_196369.html

【華南地域】

★★★5. 広西チワン族自治区、特許産業化のモデル企業育成を加速★★★

広西チワン族自治区の知識産権局と工業情報化庁はこのほど、研究開発能力と特許産業化基盤を備えた成長性の高い企業 300 社を選定し、「特許産業化モデル企業育成バンク」を設立した。この取り組みにより、特許チェーン、イノベーションチェーン、産業チェーン、資金チェーン、人材チェーンが共に発展し、知識、技術、資金、人材といったリソースが中小企業に移転され、特許産業化を通じて中小企業の成長を促進する新たな道筋となることが期待されている。

現在、広西知識産権局は選定企業のニーズを集約し、知的財産権サービス機関を招いて知的財産権情報の分析支援を行っている。さらに、財政部門や金融監督機関、証券監督機関などと連携し、企業の資金調達や上場準備を支援するため、14 の「特許転換運用サービスチーム」を編成している。これらのチームは各都市で企業ごとの状況に応じた個別支援を提供している。

今後、広西知識産権局は、選定企業の育成進捗を追跡し、動的管理を実施する予定である。また、広西工業情報化庁と連携し、特定分野で優れた成長を遂げた「小巨人企業」や「単項チャンピオン企業」の育成を進め、知的財産競争力を強化する。これにより、特許産業化を通じて経済の高品質な発展を支えることを目指している。

(出典：中国知識産権報 2024 年 12 月 6 日)

<https://sz.iprchn.com/bz/html/content.html?date=2024-12-06&pageIndex=2&cid=1&articleId=1f98f127-63cd-45f6-a578-367fdcd306dc&articleIndex=7&pageId=19340329-9105-4e15-8119-2588a37e1d6c>

【その他地域】

★★★6. 寧夏で国家級知的財産権保護センターが新設 全国で 75 か所に★★★

中国国家知的財産権局（CNIPA）は寧夏回族自治区における国家級知的財産権保護センターの設立を承認した。同センターは、新材料およびハイエンド設備製造業を対象に、知的財産権の迅速かつ協調的な保護を行う。これにより、29 の省（自治区、直轄市）で国家級知的財産権保護センターが設立され、その総数は 75 か所に達した。

中国西北部に位置する寧夏は、「一帯一路」沿線の重要なノードである。保護センターの設立は、寧夏が黄河流域のエコロジー保護と高品質な発展を推進する先行地域としての具体的な取り組みを示すもので、全国の知的財産権保護センターの地域的な配置を最適化する上でも重要な意味を持つ。

寧夏の保護センターが運用を開始すると、「ワンストップ」型の知的財産権保護の総合サービスプラットフォームとして最大限に機能し、経済動力の転換と産業のグレードアップを加速させるとともに、イノベーションチェーンと産業チェーンの一層の統合を支援し、良好なイノベーション環境とビジネス環境を創出することが期待される。

(出典：国家知識産権網 2024 年 12 月 4 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/4/art_55_196427.html

★★★7. 湖北省、専利権侵害紛争に関する行政裁決の簡易手続規定を公布★★★

湖北省知識産権局はこのほど、「湖北省専利権侵害紛争行政裁決簡易手続規定(試行)」を公布した。この規定は、同省の専利(特許・実用新案・意匠)権侵害紛争における行政裁決の仕組みを強化する重要な施策である。

同「規定」には、適用範囲、処理期間および手続、簡易手続から通常手続への移行などが規定されている。当事者の権利を法に基づいて保障する前提の下、行政裁決における「簡易案件の迅速処理」メカニズムの推進、簡易手続の適用範囲の明確化、処理期間の短縮、処理プロセスの最適化を図ることで、専利権侵害紛争の行政裁決業務の質と効率を向上させ、権利者および社会一般の合法的権益をより効果的に保護することを目指している。

今後、湖北省知識産権局はこの規定の適用と指導をしっかりと行い、知的財産法治の保障をさらに充実させるとともに、法制の整備、効率的な実施、各プロセス間の有機的な連携、強い執行力を備えた行政裁定システムの整備を推進する方針である。

(出典：中国知識産権资讯网 2024 年 12 月 4 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=141020

○ 司法関連の動き

★★★1. 四川省に「WIPO 国際知財紛争調停センター」開設、ADR の実効性向上へ★★★

12 月 3 日午前、四川省において「WIPO 四川国際知的財産権紛争調停センター」の開設式が正式に行われた。本センターは、知的財産権分野での裁判外紛争解決手続(ADR)の交流と協力を強化することを目的とし、世界知的所有権機関(WIPO)との連携に基づき設立されたものである。

開設式には、四川省最高人民法院の秦海常務副院長や省市場监督管理局の趙輝副局長が出席し、それぞれ挨拶を行った。また、四川省の国際知財紛争に対応する調停員候補の名簿が、省市場监督管理局から省最高人民法院に引き渡された。

今回設立された「WIPO 四川国際知的財産権紛争調停センター」は、四川省内で発生する国際的な知財紛争に対応する専門的な調停機関として機能する。これにより、知的財産権に関する「調停依頼」を受け付け、効率的かつ公平な紛争解決を目指すとしている。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 12 月 5 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sc/202412/1989477.html>

★★★2. 重慶で新たな司法・行政協力体制を構築 知的財産保護強化へ★★★

12 月 4 日、重慶市両江新区(自由貿易区)法院(裁判所)は、重慶市の市場监督管理局および知識産権局と共同で「知的財産権司法行政協同協力覚書」を締結した。これにより、知財の司法保護と行政保護を融合させた協調保護メカニズムの構築を目指し、公正な競争と効率的な規範を備えた全国統一大市場の構築に寄与することを目指している。

今回締結された覚書は、知的財産権の全方位かつ全段階での保護を目指している。そのため、迅速な協同保護メカニズム、「行政調停+司法確認」メカニズム、情報共有メカニズム、執行と司法の協力メカニズム、さらには信用喪失者への制裁メカニズムを設けることで、知的財産に関する行政処罰

と民事訴訟を連携させ、権利者と侵害者の紛争を一体的に解決する多様な手段を形成し、商標や地理的表示、不正競争に関する違法行為を共同で取り締まる方針である。

さらに、この覚書は従来の協調保護メカニズムを基に、新たに司法と行政の協力範囲と方法を拡大している。裁判所と市・区レベルの知的財産当局間で業務の連携を強化し、リソースを共有することで、より包括的で効率的な知的財産権保護体制の構築を目指す。

また、企業に対して合理的な予見性を提供し、権利保護のコストを削減するとともに、知的財産権保護に関する懸念に応える仕組みとなる。これにより、イノベーションを尊重し、知的財産権を保護する良好な社会環境が醸成され、イノベーションを基軸とした発展戦略を力強く後押しすることが期待される。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 12 月 5 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/cq/202412/1989480.html>

★★★3. 最高人民法院、医薬品特許紛争で全面和解を実現★★★

12 月 4 日、中国の最高人民法院（最高裁判所）は、医薬品特許の帰属を巡る訴訟の控訴審を公開審理し、関連する一連の紛争を一括して解決した。今回の裁判は、最高人民法院の陶凱元副院長が審判長を務め、5 人の合議体による審理が行われた。

この訴訟は、深セン市の医療科技有限公司（以下、医療会社）と生物科技有限公司（以下、生物会社）、さらに第一審での第三者である胡氏との間で争われた特許権の帰属問題である。争点となったのは、「mRNA（メッセンジャーRNA）剤型を用いた骨関節炎治療薬及びその製造方法と応用」に関する特許権である。

医療会社は 2018 年 1 月に設立されたハイテク企業で、mRNA 技術を活用したバイオ医薬の研究開発に注力している。一方、胡氏は 2019 年に生物会社を設立し、2021 年に係争中の特許を出願した。医療会社は、この特許が胡氏の職務発明であり、自社に帰属すべきだと主張し訴訟を提起した。しかし、一審の深セン市中級人民法院は原告の訴えを棄却したため、原告は不服として最高裁に控訴した。

最高裁の合議体は、審理の過程で本件以外にも双方に関連する 2 件の訴訟があることを確認した。このため、合議体は事実関係と証拠を詳細に調査し、和解案を提示した。当事者間の話し合いを促した結果、3 件の紛争すべてで全面的な和解が成立した。これにより、将来新たな紛争が発生する可能性を未然に防ぐことができた。

今回の一括和解により、両社は過去の対立を解消し、今後も生物医薬分野での協力を継続する意向を示した。この包括的解決は、特許権紛争の迅速かつ調和的な解決を可能にする司法の役割を強調するものとして、国内外から注目されている。

(出典：中国法院網 2024 年 12 月 4 日)

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2024/12/id/8263372.shtml>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華南地域】

★★★1. 香港税関、内地・マカオ税関と合同で模倣品取締り強化★★★

香港税関は11月18日から30日にかけて、大陸部および澳門の税関と合同で2週間にわたる模倣品取り締まり行動を実施した。この取り締まり行動では、北米、ヨーロッパ、アフリカ、南米、東南アジア、「一帯一路」沿線国・地域向けに大陸部、香港、澳門から転送される貨物を重点的に検査し、国境を越えた模倣品および転送される模倣品の流通抑止を目指した。

行動の結果、香港税関は26件の模倣品関連事件を摘発し、約3万6000点の被疑貨物を押収した。押収品には電話アクセサリ、腕時計、スポーツユニフォーム、ハンドバッグなどが含まれ、その推定市場価値は約1100万香港ドルに上る。

香港税関は今後も大陸部の税関や澳門税関、さらには海外の法執行機関との緊密な連携を維持し、情報共有や合同取締りを通じて、国境を越えた模倣品の流通を厳しく取り締まる方針である。

香港では、「商品説明条例」に基づき、模倣品の輸入または輸出を行うことは違法であり、有罪判決を受けた場合、最高で50万香港ドルの罰金および5年の懲役が科される可能性がある。

(出典：香港税関公式サイト 2024年12月6日)

https://www.customs.gov.hk/sc/customs-announcement/press-release/index_id_4414.html?p=1&y=&m=

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 浙江省、データ知財権典型事例20件を発表＝革新と普及の可能性を示す★★★

先日開催された第7回世界浙商大会で、浙江省データ知的財産権登録センターが「花しいたけ栽培環境モニタリング分析データ」や「斜張橋用ケーブル張力モニタリングデータ」など、20件のデータ知的財産権に関する典型事例を発表した。この発表は、データ知的財産権の活用とその可能性を示す重要な場となった。

同センターは、今年11月21日時点で累計2万8610件のデータ知的財産権登録申請を受理し、1万4104件の登録証明書を発行している。そのサービス範囲は、北京、上海、広東、江蘇など18の省や直轄市に及び、全国的な影響力を持つ。

今回の発表では、農業、医療、公共交通など幅広い分野でのデータ知的財産権の実践事例が示された。それらは、データの収集、登録、活用といった一連のプロセスを包括し、革新性と実用性の両面で評価されている。また、これらの事例は、データ知的財産権改革を各地で推進する上での指針となり、企業がデータ資源をより効果的に活用するための重要な参考資料となると期待されている。

(出典：中国知識産権资讯网 2024年12月11日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=141068

★★★2. 武漢初のブロックチェーン知的財産保護プラットフォームが正式稼働★★★

湖北省・武漢市で初めてとなる、ブロックチェーン技術を活用した知的財産権保護プラットフォームがこのほど正式に稼働した。

このプラットフォームは、ブロックチェーン技術の分散型データ保存、改ざん不可能性、安全性および追跡可能性といった特性を活かし、オリジナルデザインやデータ資産、企業の営業秘密などの知

的財産権に対し、効率的かつ迅速な証拠保全サービスを提供するものである。また、技術基準に適合し、安全に暗号化保存された証拠情報に対しては、保全証明書が発行される仕組みとなっている。

さらに、このプラットフォームは知的財産権のブロックチェーン証拠保全を基盤とし、権利侵害の訴訟やライセンス契約、担保設定、取引といった各種手続きにおいて証拠提出をサポートすることで、知的財産権保護の一元化を実現している。

現時点で、このプラットフォームはオンライン証拠保全、証拠取得、真贋確認、侵害証拠の固定化および知的財産権管理といった機能を備えている。さらに、リソース管理や知的財産権の分類管理、オンライン申請サービスも統合されており、知的財産権公証サービスセンターとの提携を通じて電子データの法的効力を一層向上させ、一元的な知的財産サービスセンターを構築している。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 12 月 5 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/dfhb/202412/1989483.html>

★★★3. 上海の「専精特新」企業、累計で 1 万 1000 社以上に★★★

2024 年「専精特新」中小企業発展大会で明らかになったところによると、上海には現在、「専精特新（専門化・精密化・特徴化・新規性）」中小企業が 1 万 1466 社存在している。そのうち国家レベルの専精特新「小巨人」企業は 857 社に達し、各種指標で全国をリードしている。さらに、上海は専精特新企業の数で 1 万社を超えた全国初の都市である。

上海市中小企業発展促進調整事務局のデータによれば、これらの専精特新企業の平均売上高は 1.6 億元に達している。そのうち 4030 社は純利益が 20%以上増加しており、株式による資金調達額が 1 億元を超える企業は 120 社に上る。また、ユニコーン企業として成長した企業は 46 社に達している。

これらの中小企業は、平均で研究開発（R&D）人員の比率が 37.2%を占め、企業 1 社あたりの平均知的財産権数は 47.9 件に上る。さらに、市レベル以上の研究開発機関を 1032 カ所設置しており、2151 社が国際・国家・業界標準の制定や改訂に主導的に関与している。これらのデータからも、上海の企業が持つ革新力の高さがうかがえる。

特筆すべき成果として、2022 年と 2023 年には、芯竜光電（SHYLON）と西井科技の 2 社が、世界知的所有権機関（WIPO）が主催するグローバル・アワードを受賞した。この賞は知的財産分野での権威ある評価であり、両社の競争力と技術力の高さを示している。

上海は今後も中小企業の育成とイノベーション促進に注力し、国内外でのさらなる競争力向上を目指していく方針である。

(出典：上海市政府公式サイト 2024 年 12 月 1 日)

<https://www.shanghai.gov.cn/nw4411/20241201/1ba60670f6494b9987cd8a63b4cb979c.html>

○ 統計関連

★★★1. 上海の 1～10 月の特許登録件数が 4.34 万件 前年同期比 15%増加★★★

今年 1 月から 10 月にかけて、上海市の特許登録件数は 4 万 3400 件に達し、前年同期比で 15%以上の増加となった。また、11 月末時点で、上海の人口 1 万人当たりの高価値特許の保有件数は 56 件

に上り、前年末と比べて約 6 件増加している。12 月 4 日の第 21 回上海知的財産国際フォーラムでわかった。

2014 年には、上海の有効特許が 5.6 万件、有効登録商標が 43.2 万件、PCT（特許協力条約）出願が 1038 件であったが、2023 年には、有効特許は 24 万 1400 件、有効登録商標は 261 万件、PCT 出願は 6185 件に達し、いずれも大幅な成長を遂げた。同時に、上海の GDP は 2014 年の 2 兆 3500 億元から 2023 年には 4 兆 7200 億元へと倍増している。

世界知的所有権機関（WIPO）の王彬穎事務局次長は基調講演で、「知的財産権の発展は、上海のイノベーションおよびクリエイティブ産業の発展を意味する」と述べ、上海が中国および東アジアにおけるイノベーション主導型成長の象徴であると強調した。また、WIPO のダレン・タン事務局長は「上海はますます世界的な科学技術の中心地となっている」との認識を示すとともに、世界で 6 番目に多い、約 40 社のユニコーン企業を有する上海の競争力を評価した。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 12 月 9 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zl/202412/1989536.html>

○ その他知財関連

★★★1. 第 14 回アジア知財ビジネスフォーラム「粵港澳グレートベイエリア分科会」が香港で開催★★★

12 月 5 日、広東省市場监督管理局（知識産権局）と香港貿易発展局（HKTDC）の共催により、第 14 回アジア知的財産権ビジネスフォーラム「粵港澳グレートベイエリア分科会」が香港コンベンション・アンド・エキシビション・センターで開催された。

今回の分科会は「知的財産とイノベーション・起業」をテーマに掲げ、香港大学、暨南大学、横琴国際知的財産権取引センター有限公司、中慧医学成像有限公司からの専門家や企業代表が招かれ、グレートベイエリアにおける知的財産権の法制度、政策、戦略や、広東・香港・澳門の連携がグレートベイエリアのイノベーション発展をどのように支援しているかについて、それぞれの視点から知的財産権理論の研究成果や実務での成功事例を共有した。また、新たな質の生産力の発展を促進するうえで知的財産権が果たす重要な役割についても議論が行われた。

近年、グレートベイエリアでは科学技術イノベーションの協調的な発展が加速しており、特許の出願数も増加を続けている。「深セン-香港-広州」技術クラスターは、5 年連続で世界知的所有権機関（WIPO）の「GII 科学技術クラスターランキング」で第 2 位に位置付けられている。広東省市場监督管理局は 2 年連続で分科会を開催し、グレートベイエリアの知的財産権分野における交流と協力を推進し、知的財産権の高品質な発展を目指して力強く支援している。

(出典：中国知識産権資訊網 2024 年 12 月 7 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=141054

★★★2. 第 21 回上海知的財産権国際フォーラムが開催★★★

12 月 4 日、「新たな質の生産力に動力付ける知的財産権」をテーマとした第 21 回上海国際知的財

産権フォーラムが上海で開幕した。本フォーラムは、国家知識産権局（CNIPA）、世界知的所有権機関（WIPO）、および上海市人民政府の共催により開催された。フォーラムは4日間にわたり、「高価値特許の運用と新たな質の生産力の発展」などをテーマに、国内外の専門家が交流と討論を行った。

フォーラムでは、世界知的所有権機関の王彬穎事務局次長、日本国特許庁（JPO）の小野洋太長官、韓国特許庁（KIPO）のキム・ワンギ庁長が基調講演を行い、人工知能を代表とする革新的技術の発展促進や、それに対応した知的財産権保護制度の構築と改善の加速などについて、出席者との意見交換を行った。

(出典：国家知識産権網 2024年12月6日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/6/art_53_196472.html

=====

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年3回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPG ウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来へのアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL：+86-10-6528-2781

E-Mail：pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved